

事 務 連 絡  
平成20年4月1日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

#### 定期の予防接種の実施における保護者以外の同伴について

平成20年3月21日付け健発第0321008号厚生労働省健康局長通知（「定期の予防接種の実施について」の一部改正について）における別添（定期（一類疾病）の予防接種実施要領）において、定期の予防接種時には、保護者の同伴が必要であることを規定しているところであるが、現下の就業環境等では同伴が困難な家庭もあることから、接種の実施に当たっては、親族等による同伴も認めるべきであるとの要望があったところである。

今般、麻しんの定期接種3期、4期を追加し、定期の予防接種の充実を図ったところであるが、積極的に予防接種を勧奨するとともに、十分な接種の機会を確保する観点から当該要領中の保護者の同伴の取扱いについては、下記のとおりとして差し支えないことと整理したので、十分了知の上、貴管内市区町村及び関係機関への周知方お願いする。

#### 記

定期の予防接種には、原則、保護者の同伴を必要とするが、保護者が特段の理由で同伴することができない場合、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が接種対象者に同伴することは差し支えないものとする。

この場合、事前に説明する等により、予診票の記載事項等について保護者の理解を求めるとともに、接種の際には、予診票に加え、当該同伴者の同意をもって保護者の同意とする旨の委任状の提出を併せて求めるものとする。